

各班 回覧

交通マナーの再確認のお願い

令和元年 8 月

楠翠台自治会 防災防犯・環境部

先般、楠翠台住宅地内で**交通事故が発生**しました。安全・安心のまちづくりの一環として皆様方には交通マナーの再確認をお願いいたします。

記

<自動車>

- 1 一時停止場所はもちろん一時停車して、見通しの悪い交差点は一時停止や徐行して十分な安全確認をしてください。
- 2 住宅地内の狭い道路を走行するときは、交差点ごとに停止するつもりで走行してください。
小さな子供や自転車に乗った中高生が飛び出てくる可能性があります。
- 3 車を一時的に止める場合は、歩行者や車の迷惑にならないよう、場所や車両通行余地などに配慮してください。

楠翠台住宅地内では、時速 30 km 以下を順守

<自転車>

- 1 自転車も乗れば車両です。左側通行を順守し、見通しの悪い交差点や一時停止の標識のある所は確実に止まって確認してください。
- 2 見通しの悪い下り坂のカーブではブレーキを掛けながら徐行してください。
カーブミラーを過信してはいけません。
- 3 ガードレールのある歩道では自転車に乗らないでください。

<歩行者>

- 1 子供連れの人は、子供達が、道路や交差点への飛び出しをしないよう見守りください。
- 2 横断歩道では歩行者優先ですが、歩行者保護を知らないドライバーがいますので手を挙げるなどして車の動きを確認して用心深く横断してください。

各班 回覧

交通マナーの再確認のお願い

以上